

システミック・リスク把握を目的とする 米国の取引主体識別システム（LEI）の構想

小立 敬、神山 哲也

■ 要 約 ■

1. 米国では財務省に設置された金融調査局（OFR）が、金融機関等に単一の識別コード（ID）を統一的に割り当てる取引主体識別システム（LEI）の導入を構想している。金融危機の経験を踏まえ、システミック・リスクを測定し、システミック・リスクをモニタリングするというマクロプルーデンス政策上の要請が背景にある。
2. OFR は、2010 年 11 月に LEI の導入に関する政策ステートメントを公表した。ステートメントは LEI の特徴、LEI を発行する機関、LEI 参照データの開発・保守・公表を行う機関の条件についてイメージを提示し、2011 年 7 月 15 日を目標に LEI を具体化する方針を示した。ステートメントでは、業界のコンセンサスを得ながらグローバルな取り組みに LEI を発展させていく意図が窺われる。
3. OFR は、LEI の導入に加えてデータセンター化を構想している。金融機関の一連のデータ・プロセッシングにおいて、LEI をベースに標準化されたデータが、OFR あるいはデータ・ウェアハウスから金融機関に提供され、それぞれのプロセスにおいて標準化データが幅広く利用されるという仕組みである。
4. LEI の実現に向けては留意すべき点も多い。金融機関のデータ・プロセッシングにおける利用を想定すれば、LEI の範囲や運用のあり方については、グローバルなコーディネーションと金融業界との十分なコンセンサスが必要不可欠である。そして、慎重に必要な時間をかけながら検討を進めることが、LEI が成功するための前提条件となるのではないだろうか。

I OFR による LEI 構想

米国では、2010 年 7 月に成立したドッド＝フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下、「ドッド＝フランク法」）に基づき、米国のシステミック・リスクの特定に責任をもつ金融安定監督カウンスル（FSOC）が設置され、FSOC のために情報を収集し、調査分析を行う責務を負う金融調査局（Office of Financial Research; OFR）が財

務省に設置された¹。この OFR が構想しているのが、金融機関等に単一の識別コード (ID) を統一的に割り当てる「リーガル・エンティティ・アイデンティファイアー」 (Legal Entity Identifier; LEI)、新たな取引主体識別システムの導入である。FRB のスタッフ・ペーパーによると、LEI のような単一 ID の構想は、金融機関の業務の効率化等の観点から金融業界では何十年も前から存在するという²。しかし、OFR による LEI 導入の検討の背景には、金融危機の経験を踏まえて、システムック・リスクを測定し、システムック・リスクをモニタリングするというマクロプルーデンス政策上の要請がある。

報道によると、2011 年 6 月に来日した財務省のアダム・ラビエル国内金融局次長は、「日銀、金融庁、財務省と金融取引の認証について話し合った」こと、「国際的な規制監督当局との間で LEI を広範に使用するための議論を始めて」おり、「欧州委員会や金融安定理事会 (FSB) などと話し合っている」ことを明らかにしている³。

本稿では、OFR による LEI の導入、また LEI の導入とともに取り組みを進めようとしている OFR のデータ・センター化の構想について、その検討の背景、具体的な内容および市場関係者の受け止め方などを整理する。

II 検討の背景

金融危機によって、規制・監督当局や市場参加者は、金融機関・市場における相互の結びつき、相互連関性 (interconnectedness) が存在する状況を十分に把握していなかったことが明らかになった。その結果、トゥー・インターコネクティッド・トゥ・フェイル (too interconnected to fail) の問題が認識され、相互連関性にはシステム全体に危機を波及させる効果があることについて重大な懸念をもつようになった。そこで、金融危機後に国際的な金融制度改革を推進する G20 の下で、相互連関性に対する解決法の一つとして、クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) を始めとする OTC デリバティブ市場の改革が行われている⁴。このような相互連関性の削減を図る市場改革に加えて、規制・監督当局は、システムック・リスクの原因となる相互連関性を把握し、システムック・リスクを特定することの必要性を認め、相互連関性の把握に必要な適時かつ正確な情報収集の重要性を認識することとなった。

G20 レベルの取り組みでは、FSB と IMF が 2009 年 11 月に、「金融危機と情報ギャップ」と題する報告書を公表し、金融危機で明らかになった情報ギャップに対する対応方針

¹ 財務省は 2011 年 9 月末までに OFR に 60 名の常勤職員を集めることを目標としており、OFR は目下の優先課題としてスタッフの確保の問題を挙げている。

² Bottega, John and Linda Powall (2011), "Creating a Linchpin for Financial Data: Toward a Universal Legal Entity Identifier," Finance and Economics Discussion Series, Division of Research & Statistics and Monetary Affairs, Federal Reserve Board, 2011-07 を参照。

³ 「米、金融取引の監視強化」2011 年 6 月 29 日付日本経済新聞、「米、金融機関に識別番号」(同)を参照。

⁴ 2009 年 9 月の G20 ピッツバーグ・サミットでは、①遅くとも 2012 年末までに、標準化されたすべての OTC デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所または電子取引プラットフォームを通じて取引され、CCP を介して清算すべき、②OTC デリバティブ契約は取引情報蓄積機関に報告すべき、③CCP を通じて清算が行われないデリバティブ契約に対してはより高い資本規制を賦課すべきという方針が合意された。現在、この方針に基づき米国や EU、そして日本を含む各国・地域で OTC デリバティブ市場改革が行われている。

を明らかにした⁵。金融危機では個々の金融機関や市場およびそれらの国際的なレベルでの相互関連性に関する情報が不足していたため、政策当局や市場参加者が適時にかつ正確な情報を取得することができず、効果的な対応が図れなかったという反省に立ったものである。当該報告書では、国際的な金融ネットワークの相互関連性に関するデータの改善という方針が示されており、そこでは、金融システムの安定のために、金融機関の国際的な結びつきとリスク・エクスポージャーを把握することが必要との認識が示された⁶。

一方、金融危機で明らかになった情報ギャップに関して、各国・地域のレベルで具体的な措置を講じたのが米国である。前述のとおり、ドッド＝フランク法はシステミック・リスクを特定する責任を負った FSOC をサポートする実働組織として OFR を設置した。OFR の責務は、法律上、①FSOC のためにデータを収集し、FSOC および FSOC のメンバー当局に提供すること、②報告・収集されるデータの種類およびフォーマットの標準化を図ること、③応用調査、本質的に長期の調査を実施すること、④リスクの測定、モニタリングのツールを開発すること、⑤その他関連サービスを実施すること、⑥OFR の活動結果を金融規制当局に利用させること、⑦金融規制当局が収集するデータの種類・フォーマットの決定を支援することと規定されている（153条(a)）。そして、OFR の組織ストラクチャーは、同法では、「データ・センター」（Data Center）、「調査分析センター」（Research and Analysis Center）として位置づけられている（154条(a)）。

OFR はデータ・センターとして、その義務を遂行するために必要なデータのすべてを収集、認証、保持することが求められる（154条(b)）。OFR は、FSOC のメンバー当局だけでなく、民間のデータ・プロバイダー（commercial data provider）、一般に利用可能なデータ・ソース（publicly available data source）、そして金融エンティティ（financial entity）からデータを収集することと規定されており、OFR は金融取引データおよびポジションのデータを金融会社から（メンバー当局を通じて）収集しなければならない⁷（154条(b)(1)）。

そして、OFR はデータ・センターとして、「金融会社参照データベース」（financial company reference database）および「金融商品参照データベース」（financial instrument reference database）を構築すること、そして金融取引、ポジションのデータの報告基準を含むフォーマットおよび基準を策定することが求められ、容易にアクセスできる方法で一般に公表しなければならない（154条(b)(2)）。ただし、守秘性のある情報は公表対象から除かれる⁸（154条(b)(2)(B)）。そして、OFR は FSOC およびメンバー当局が規制上の責任を遂行するに当たってそれをサポートするため、メンバー当局が利用できるようにデー

⁵ 小立敬、磯部昌吾「マクロ・プルーデンス、早期警戒の前提としての情報ギャップの改善に関する勧告」『資本市場クォーターリー』2010年冬号（ウェブサイト版）を参照。

⁶ 具体的には、①システム上重要な金融機関（SIFIs）に関する情報を扱う国際比較可能な共通テンプレートの作成、②IMF と BIS が策定しているクロスボーダーの銀行業務の資金フロー・ストック統計の拡充、③ノンバンクのエクスポージャーを把握する標準的なテンプレートの作成が勧告されている。

⁷ ドッド＝フランク法では、金融会社の定義として、①連邦法または州法に基づいて設立または組織され、②銀行持株会社、FRB 監督下のノンバンク金融会社、③本源的金融業務等を支配的に行う会社、④これらの子会社のうち本源的金融業務等を支配的に行う会社、⑤預金取扱機関、⑥保険会社と定められている（151条(2)）

⁸ また、データ・センターが収集し保持するデータは、安全策が講じられ、無許可で開示が行われることに対して防護策を講じなければならない（154条(b)(3)）。

タを収集し、保持することが求められている（154条(b)(5)）。

すなわち、OFR は、データ・センターとして、金融会社から取引データやポジション・データを収集し、金融会社参照データベースや金融商品参照データベースを構築することがドッド=フランク法で要請されており、そのために報告・収集するデータのフォーマットの標準化を図ることが必要となっている。

III LEIに関する政策ステートメント

OFR は 2010 年 11 月 30 日、LEI の導入に関する政策ステートメント（policy statement）を公表した。ステートメントは LEI の根拠として、ドッド=フランク法において、①OFR に報告され OFR が収集するデータの種類とフォーマットの標準化、データのフォーマットと基準の策定・公表が求められていること（153 条、154 条）、②当該データはカウンターパーティを特定する情報を含んでいること（151 条(6)(B)）、③OFR は金融会社参照データの策定・公表が求められていること（154 条(b)(2)）を挙げている⁹。

OFR のステートメントは、LEI の必要性について、取引に参加する際にリーガル・エンティティを正確に特定することは、市場にも規制当局にも重要であるとの認識を示す。規制当局が金融取引の契約当事者を正確に特定することは、金融機関間の連関性やシステムック・リスクのモニタリングにとって必要不可欠であると述べる。一方、民間セクターにとっての LEI の重要性については、カウンターパーティを特定したデータは、金融機関の取引プロセッシングにおけるシステム間の情報のやりとりをサポートし、リスク管理やマージンの算定に必要なカウンターパーティ・ポジションの正確な集計を可能にする点を挙げる。また、金融機関のセールスやコンプライアンス、デューデリジェンスにおいても ID に依存している点を指摘する。

そして、リーガル・エンティティを特定するためのユニバーサルな仕組みが存在しないため、金融機関も規制当局も多様な ID を利用せざるを得なくなる結果、金融機関の業務の効率性が下がる一方で、規制当局や政策当局には障害となっているとする¹⁰。リーガ

⁹ ステートメントは、ドッド=フランク法に基づく OTC デリバティブ改革に関して、OTC デリバティブ（スワップ、証券派生スワップ）のデータの蓄積に係る SEC および CFTC の取り組みに言及している。具体的には、スワップデータ蓄積機関への報告の基準において、カウンターパーティおよび参照エンティティに対する単独で一貫した ID を付与することに関する作業が SEC、CFTC によって進められている。OFR は、SEC および CFTC によるデータ標準化の作業と調和を図るとの考え方を述べている。

¹⁰ 前掲注 2 の FRB のスタッフ・ペーパーは、①ブローカー・ディーラー（証券会社）の非ブローカー・ディーラー子会社と親会社の特定、②上場商品の取引、OTC 商品の取引、証券発行の把握、支払・清算・決済業務におけるカウンターパーティの特定、③経済調査における利用、④金融機関に関するデータを購入、作成、集計、蓄積する民間組織やデータ・ベンダーにおいて、LEI を導入することの有益性を述べている。具体的には次の問題が挙げられている。現在、個々の取引所はブローカー・ディーラーに対して異なる ID を割り当てている。また、OTC 商品の取引については、ブローカー・ディーラーは多くのシステムにまたがってカウンターパーティを特定するため内部的に工夫をしなければならない。一方、証券発行については、金融商品の ID として CUSIP、ISIN、VALOREN を含む複数の ID があり、多くのアセット・クラスでは標準化された ID が存在しない。また、個々の金融市場ユーティリティ（支払・清算・決済機関）は、参加者に対して独自の ID を割り当てていることから参加者 ID が複数存在し、決済システム、中央証券預託機関（central securities depository）、CCP を通じて一貫した ID が存在しない。そのため、複数の金融市場ユーティリティにまたがって参加する同一のリーガル・エンティティを特定する作業が複雑になっている。

ル・エンティティの ID として業界共通の基準がないことから、金融機関はカウンターパーティを捕捉し、多様なデータ・システムにまたがってエクスポージャーを計算することが必要になる。その作業は複雑で費用が高み、重大なエラーにつながる可能性があることを指摘する。また、統一的なリーガル・エンティティの ID がないことで、バック・オフィスの完全な自動化が実現できないという問題点を挙げている。一方、規制当局や政策当局にとっては、複数の市場にまたがって業務を行っている金融機関間の関係性の評価を含め、金融機関がシステミック・リスクをもたらすのかどうかを評価する上では、金融機関を正確に特定することが不可欠であることを指摘している。

上記の議論を経て、ステートメントは LEI の特徴、LEI を発行する機関、LEI 参照データの開発・保守・公表を行う機関の条件についてイメージを提示し、2011 年 7 月 15 日を目標に具体化する方針を示した（図表 1）。また、ステートメントは LEI に関する OFR

図表 1 政策ステートメントにおける LEI に関する諸条件

■LEIの特徴（LEIの開発保守基準のプロセスを含む）	
1.	LEIはISOのような国際的な民間コンセンサス標準機関（voluntary consensus standards body）を通じた開発保守基準に依拠すること
2.	LEIは法的に区別できるエンティティに単一とすること（個々のリーガル・エンティティには単一のLEIを付与）
3.	LEIはコーポレート・アクションまたはその他の業務上、構造上の変化に関係なくエンティティが存続する期間中は継続すること
4.	LEIのIDそのものにはエンティティに関する最低限の情報を含むこと
5.	レポート・システムの多様化や潜在的な業界、規制のイノベーションの中で、特定が必要なリーガル・エンティティの数の増加に対応すること
6.	金融仲介業、取引所上場企業、株式・負債証券をトレーディングする会社、インフラストラクチャーのプロバイダー、金融規制が課されるエンティティ、当該エンティティの関係会社を含むすべての適格な市場参加者がLEIを利用可能にすること
7.	契約によってLEIの利用を妨げられないこと
8.	（可能ならば）多様なプラットフォーム上で稼動する既存のシステムと両立し、他のナンバリング、識別スキームと対立を生じないこと
9.	容易にアクセスできるスキームでオープンな基準であること
10.	破損や誤用に対して信頼性を有し安全であること
11.	金融セクターのリーガル・エンティティの単一IDのための唯一の国際基準になる可能性を有すること
■LEI発行機関の条件	
1.	LEIは、金融セクターの適用基準に対して専門性を有する機関によって発行されること
2.	発行機関は、非営利機関として組織化・運営され、ステークホルダー間でバランスのとれたガバナンス・ストラクチャーを有し、監督・規制の下に置かれること
3.	LEI発行は適時行われ、裁量的でないこと、LEI発行プロセスは通常の発行機関の業務を妨げないこと
4.	発行機関のすべてのプロセスは適切に管理され監査を受けること
5.	IDリストの原本、新たなIDの発行プロセスは常に利用可能であること
6.	ID発行、データベースの維持、公表を含むすべてのITシステムの安全性と信頼性は、リアルタイムで利用可能性が高い市場サービスの業界基準に適合するかそれを超えること
7.	IDの保存、アクセス、相互参照、再配分に対して手数料を徴収せず、一般に利用可能であること（ただし、ID発行、信頼維持のためのコストは合理的でエンドユーザーに賦課するものでなければ手数料の徴収が可能）
■LEI参照データの開発・保守・公表のための機関の条件	
1.	LEIは、LEI参照データに関する開発・保守・公表プロセスと密接に関連づけること
2.	LEI参照データは、ユーザーが正確にエンティティを特定できるようにし、IDには最低限、名称、場所、電子アドレス、法的ステータスの情報を含むこと
3.	LEI参照データを提供・公表する責任をもつ機関は、当該分野の専門家であり、非営利ベースで運営され、ステークホルダー間でバランスのとれたガバナンス・ストラクチャーを有し、監督・規制の下に置かれること
4.	LEI参照データの提供・公表機関は、強固な品質保証プロセスを有し、LEI参照データの更新は最小限のタイムラグで行い、IDが間違っ二重付与されないような品質保証プロセスを確保すること
5.	LEI参照データの提供・公表機関のすべてのプロセスは、適切に管理され監査を受けること
6.	LEI参照データの開発・保守・公表を含むすべてのITシステムの安全性と信頼性は、リアルタイムで利用可能性が高い市場サービスの業界基準に適合するかそれを超えること
7.	LEI参照データの保存、アクセス、相互参照、再配分に対して手数料を徴収せず、一般に利用可能であること（ただし、LEI参照データの開発・保守・公表のためのコストは、合理的でエンドユーザーに賦課するものでなければ手数料の徴収が可能）

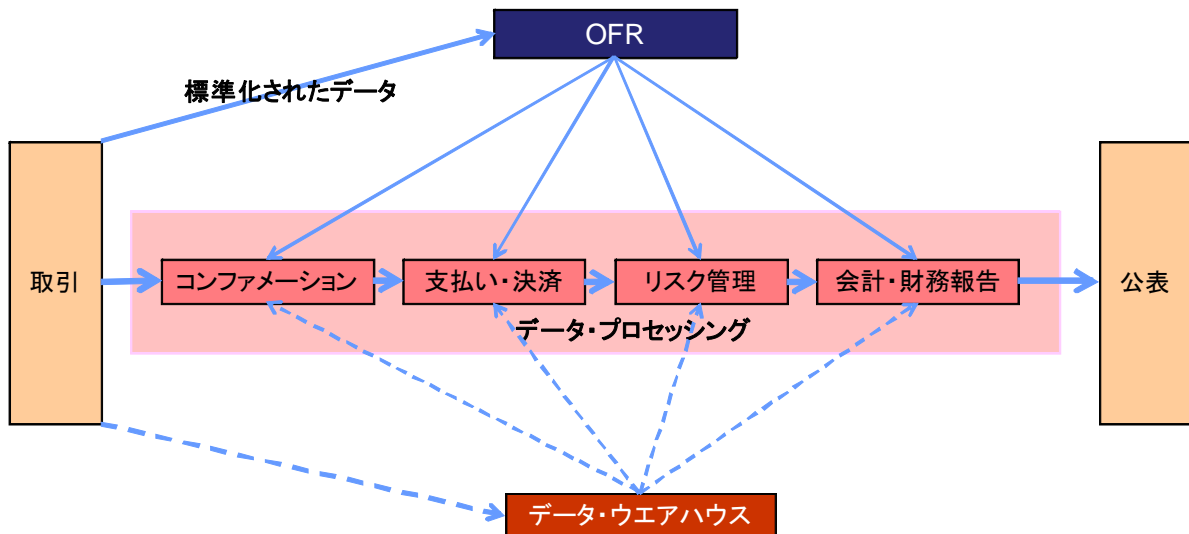
（出所）政策ステートメントより野村資本市場研究所作成

の戦略を明らかにしている。OFR は、LEI に関する規則策定を通じて、業界やステークホルダーがコンセンサスを図りながら開発するユニバーサルな基準を受け入れたいとの認識を示している。さらに、幅広く利用される基準を開発するためには、国際的な規制設定機関の参加が有用との認識を示しており、業界のコンセンサスを得ながらグローバルな取り組みに LEI を発展させていく意図が窺われる。

IV OFR のデータ・センター化

OFR は 2011 年 5 月のシカゴ連銀のカンファレンスにおいて、LEI による標準化を含む OFR のデータ・センター化の構想をより具体的に明らかにした¹¹。それによれば、金融取引が行われると、LEI をベースに標準化されたデータによって OFR に対して取引情報がレポートされる（図表 2）。金融機関の取引後のプロセッシングでは、取引のコンファメーションや支払い・清算・決済が行われて決済プロセスが完了する。その後、リスク管理、会計・財務報告というプロセスを経ることとなる。このような金融機関の一連のデータ・プロセッシングにおいて、LEI をベースに標準化されたデータが、OFR あるいはデータ・ウェアハウスから金融機関に提供され、それぞれのプロセスにおいて標準化データが幅広く利用されるという仕組みである。そのため、LEI をベースに標準化されたデータは、OFR に対するレポートのみならず、会計やリスク管理にも対応できるデータ・フォーマットであることが求められる。

図表 2 OFR のデータ・センター化のイメージ



(注) シカゴ連銀主催のカンファレンスにおける OFR の講演内容を基に作成。
(出所) 野村資本市場研究所

¹¹ 2011 年 5 月 4～6 日に開催されたシカゴ連銀主催のカンファレンス「銀行のストラクチャーと競争（第 47 回）」において、OFR のリチャード・バーナー参事官（Counselor of the Secretary）が OFR の構想に関して講演を行った。

OFR は、LEI の標準化を含む OFR のデータ・センター化によって、市場規律の改善が促されるとの考えを示している。OFR のデータ・センター化の特徴として、①LEI イニシアティブによる OFR へのレポーティング、規制当局間のコーディネーション、会計ベースやリスク・ベースに対応するよう標準化されたレポーティング、②金融機関および金融商品の参照データの提供、③OFR を始めとする規制当局、その他の者による金融調査へのデータ利用、④非機密データ（non-confidential data）という点を挙げており、それによって、市場規律の向上、リスク管理のベスト・プラクティス、プロセッシングのコスト削減、マクロプルーデンス監督が可能になると説明している。

OFR のデータ・センターとしての組織や業務運営に関しては、ソリューションを提供するために統合されたデータ管理と IT によって構築され、データ管理とリスク管理、そして IT スタッフによって構成されるとしており、強固なスキル・セットを必要とする。業務運営上は、ビジネス主導で技術的に可能なビジネス・モデルを運営し、経験をもったソリューション・プロバイダーとして運営されることを目標としている。そして、OFR の喫緊の課題として、データ標準化に不可欠な LEI の開発を挙げている。

また、OFR のデータ・プロセッシングは、業界としてのベスト・プラクティスを策定する作業であると認識しており、OFR は効率的なデータ・プロセッシングが成功するためには、パブリックとプライベートのパートナーシップを作り上げ、win-win の関係であることが重要との考えを示す。そのためには、グローバルな規制当局のコミュニティ、金融機関、取引所や清算機関、取引情報蓄積機関、マーケット・データを提供するベンダーとのパートナーシップが重要になるとする。さらに、OFR のデータ・センターの取り組みが成功するには、グローバルなコーディネーションが不可欠な点も強調されている。

なお、OFR はこうしたデータ・センター化が実現した後には可能となる調査プロジェクトとして、①システミック・リスクの測定やモニタリング、②資産市場におけるレバレッジの測定、③様々なマクロプルーデンス・ツールに関するコスト・ベネフィット分析、④金融規制の変化が信用供与や経済活動に与える影響の評価等を挙げている。

V 市場参加者のスタンス

OFR による LEI 構想を受けて、2011 年 5 月、米国の証券業金融市場協会（SIFMA）、欧州金融市場協会（AFME）、アジア証券業金融市場協会（ASIFMA）、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）、英国銀行協会（BBA）を含む世界の 13 の業界団体が連名で、グローバルな LEI を導入するための条件に関する提言を行った。その中では、民間の業界とその他の関係するステークホルダーのコンセンサスを得ながら、LEI を開発し適用することを受け入れる姿勢が明らかにされている。また、業界および監督当局による金融の安定を向上するための取り組みを促す主要なツールとして LEI を開発することについて、グローバルに規制・監督当局と協働することにコミットするとの考え方が示されている。

本提言で注目されるのは、以下の 2 点である。第一に、LEI の適用範囲を極めて広範に

捉えていることである。すなわち、すべての国、業種、資産クラスに LEI を適用すべきとして、①金融取引を行うエンティティ、②証券発行エンティティ、③金融取引の報告義務を負うエンティティ、④OTC デリバティブの参照エンティティ、⑤最上位の親会社、⑥その他の金融取引参加者（取引所、金融市場ユーティリティ、規制当局、登録機関、業界団体等）を挙げている。また、取引規模や時価総額などにより適用を差別化する基準は設けず、一律に適用すべきとしている。

第二に、エンティティが自ら登録申請し LEI を取得することである。登録に際しては、LEI、法人名、住所、設立国、法人形態、最上位親会社の LEI、LEI のステータス（有効／無効）、その他の情報（LEI 発行日、直近のデータ更新日、無効となった日付等）を LEI 発行機関に提供することとなる。最上位親会社の LEI は、各国当局がシステミック・リスクを測定するための手段として位置づけられており、最上位親会社のみならず子会社の取引関係を把握するために用いることが意図されていると考えられる¹²。

VI 今後の留意点

政策ステートメントで目標としていた 2011 年 7 月 15 日までに、OFR は具体的な進展を提示することができなかった。もっとも、LEI の導入実現に向けた検討は着実に進んでいる。国際的な金融メッセージングの標準化団体である SWIFT が LEI 発行機関としてすでに名乗りを上げている。さらに、2011 年 7 月 18 日に開催された FSB の会合では、FSB は LEI の開発を歓迎する意向を示し、今秋には LEI に係るワークショップをアレンジすることで合意が図られている。LEI の導入については、今後、米国だけではなくグローバル・レベルでの動きが加速するものと予想される。

LEI はシステミック・リスクの把握という政策当局にとってのマクロプルーデンス政策上の意味合いだけでなく、その設計次第では金融機関のデータ・プロセッシングの効率化に資するという点で、金融機関にも一定のメリットがもたらされる可能性はあると考えられる。もっとも、LEI の実現に向けては留意すべき点も多い。金融機関のデータ・プロセッシングにおける利用を想定すれば、LEI の範囲や運用のあり方については、グローバルなコーディネーションと金融業界との十分なコンセンサスが必要不可欠である。LEI が実務的に「使える」ものでなければ、LEI を導入する意義や効果は薄れることになる。また、LEI の範囲や運用のあり方に関して、適切かつ十分なコスト・ベネフィット分析が必要であろう。マクロプルーデンス政策上の目的・効果、ビジネス・ベースでの利用の目的・効果を十分に考慮に入れ、必要な時間をかけながら慎重に検討を進めることが、LEI が成功するための前提条件となるのではないだろうか。

¹² 前掲注 2 の記事によると、ラビエル次長は「米金融改革法は、米連邦預金保険公社（FDIC）に巨大複合金融機関を整理する権限を与えた。その際に重要なのは個別の金融取引を、相手方を含め正確に把握しておくことだ」と述べている。